平成２４年（フ）第７６０号
札幌市東区丘珠町872番地12
債務者　寺内　きよ
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　　彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月12日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５号
広島県庄原市中本町１丁目１番22号
債務者　長曽　敏美
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　剛志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月13日午後４時
5　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第４３６号
埼玉県本庄市若泉１丁目６番18―914号
債務者　栗田　真裕
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笠原　徳之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月24日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２１号
秋田県湯沢市山田字福島尻136番地３　島尻ハイツ103号
債務者　佐藤　智美
1　決定年月日時　平成24年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第２２号
秋田県湯沢市山田字福島尻136番地３　島尻ハイツ103号
債務者　佐藤　潤一
1　決定年月日時　平成24年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月25日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第８９号
函館市花園町33番10―1004号
債務者　三好みゆき
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１００号
北海道北斗市久根別４丁目２番25号
債務者　関崎　勝行
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月29日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第４０号
三重県伊勢市小俣町宮前633番地２、前住所三重県伊勢市西豊浜町1430番地２
債務者　楠木　　修
1　決定年月日時　平成24年４月10日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第４１号
三重県伊勢市楠部町乙69番地３
債務者　西村　由美
1　決定年月日時　平成24年４月10日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月30日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２４年（フ）第２８６号
埼玉県川口市元郷５丁目20番９号　古内ビル201号
債務者　松原　絹恵
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３１３号
埼玉県川口市大字道合936番地　ウッドビレッジ302号
債務者　関谷　　拡
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３５２号
さいたま市北区奈良町48番地20
債務者　阿天坊芳子
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３０３号
名古屋市中村区本陣通５丁目88番地の１　コーポうちふじ601号
債務者　槇田　　猛
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３９２号
名古屋市港区福田１丁目1204番地　ヴィラ福田Ⅱ102号
債務者　清野　巨之
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４４５号
愛知県知多郡武豊町字下山ノ田75番地19
債務者　中川　正子
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５４号
愛知県田原市大久保町黒河原473番地
債務者　中神　康晴
1　決定年月日時　平成24年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第１１号
和歌山県御坊市薗765番地１
債務者　道明由美子
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
和歌山地方裁判所御坊支部